# 合志市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和4年11月10日(木)午後1時30分から午後2時50分
- 2. 開催場所 合志市役所 2 階大会議室
- 3. 出席委員(12人)

会 長 14番 福 嶋 求仁子 会長職務代理者 1番 平 山 和 敬 2番 清 原 啓 喜 委員 4番 平 野 昭 代 IJ 5番 髙 島 一 久 IJ 6番 村 上 幸 記 IJ 7番 長 野 昌 治 IJ IJ 8番 齋 藤 典 夫 9番野田隆一 英夫 10番 城 IJ 11番 青木惠夫 IJ 12番 岡 田 政 広 IJ

4. 欠席委員(2名)

委員3番 上 野 育 夫13番 坂 口 正 子

- 5. 議事日程
  - (1)議事録署名者
  - (2)農家調査及び現地調査員
  - (3)議案
  - 第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
  - 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 第3号議案 農地所有適格法人設立届出について
  - 第4号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて
  - 第5号議案 あっせん委員の指名について
  - 第6号議案 農地法施行規則第95条第1項に掲げる者に該当するか否かの判断について

第1号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用(届出)について 第2号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用(届出)について 第3号報告 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農地利用配 分計画の認可について

6. 農業委員会事務局職員

局長 坂 上 範 行 次長 竹 田 直 広 主幹 秋 吉 秀 美

- **○事務局長** それでは、ただいまより令和4年11月の農業委員会総会を開会いたしま す。開会にあたり、福嶋会長からご挨拶を申し上げます。
- **○会長(福嶋求仁子君)** 皆さん、こんにちは。お疲れさまでございます。雨がなかなか降ってくれないので、作物を植えながらもちょっと水やりをしたほうがいいのかなあなんて思うところなんですけれども、土日には雨のマークが出ているので、少し多めに降ってくれたらいいかなあなんて期待しているところです。

雨といいますと、先日テレビを観ていましたら、本当に温暖化で水不足で、争いにまでつながっているということで、本当に水を使っていくのを私たち自身も今はあんまり不自由を感じていませんけれども、しっかり考えながら暮らしていかなければいけないのかなと思っていまして、また、TSMCの操業が始まりましたあとに、またどんなふうに地下水とかを汲み上げられるとどんなふうになっていくのかなという、そういう心配も感じているところです。

水といいますと、先月の27日に福岡県の大木町のほうから合志市のほうに視察研修にお越しいただきました。大木町は本当に水の豊かなところで、市内全域にクリークが走っていて、それこそ鎌倉時代から荘園で、ほとんどが田んぼという地域で、推進委員さんはいらっしゃらなくて、農業委員さんだけの活動になっている町です。そういったところから合志のほうにお越しいただいて、私たちのほうからどういった提案ができたかなあと少し考えるところではありましたけれども、私たちが大木町からいただいた中で、活動記録簿のつけ方の中でやはりそれぞれ悩んでいらっしゃるということで、活動記録をつけやすいように活動日というのを決めていらっしゃるらしいので、私たちもそれを受けて、12月にまた皆さん方に提案ができればいいかなと思っています。それから、大木町の皆さん方は、合志市のあとには西合志市の吉川農園さんのほうに研修に行かれたと伺っております。

それから10月24日と25日に、福岡県の九州ブロック大会の女性の大会のほうが行われました。合志からは私だけ参加させていただいたんですけれども、熊本県内からは40名の女性の皆さんが参加いただきました。来年は熊本での大会になるので、しっかり熊本の女性委員として、九州管内の女性に対していろいろな提案ができて、すばらしい大会になるようにみんなで頑張っていきたいなと考えているところです。

また、その中で男女共同参加についての提案が多かったんですけれども、耕作放棄地の解消をきっかけに、クララハイジ、クララという植物を生産して、染め物をやったり石鹸を作ったりという取り組みにまで発展させているグループのお話がありました。クララというのは、阿蘇の山間部で、オオルリシジミですか、それがクララの葉っぱと蕾しか食べないという、そういう熊本県内では本当に希少植物の一つで、こういったものが福岡のほうで一生懸命育てられているということに、なんかちょっと私自身としては、これは熊本がやらなきゃいけなかったことじゃないかななんて思ったところでしたけれども、その植物を植えるのに10年近く、実際に活動ができるまでは10年近くかかったということで、農地の耕作放棄地を解消していきながらそういう取り組みをされている、本当にすばらしいお話を聞いたところです。

先月の取り組みの中で1点ほどご紹介いたしましたけれども、きょうはまた5

条のほうの提案が大変多くなっておりますので、皆様に慎重に審議していただきますようよろしくお願いいたします。

**〇事務局長** それでは、本日の総会の成立につきましてご報告いたします。

本日は、3番、上野委員、13番、坂口委員、以上、お二人から欠席の連絡が入っておりまして、委員14名中12名の出席でございます。よって、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、過半の委員がおそろいでございますので、本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、このあとの議事につきましては、会議規則により、会長より進行をお願いいたします。

○議長(福嶋求仁子君) それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せてお願いいたします。特に何か質疑や質問があれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

\_\_\_\_\_

# (1) 議事録署名者

○議長(福嶋求仁子君) それでは、3の議事に入ります。

議事録署名者につきましては、2番の清原委員、4番の平野委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

\_\_\_\_\_

### (2)農家調査及び現地調査員

○議長(福嶋求仁子君) 農家調査及び現地調査員につきましては、1番の平山委員、 2番の清原委員、5番の髙島委員、11番の青木委員、以上4名の委員さん方へ適 宜意見をお伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

----

### (3)議案

〇議長(福嶋**求仁子君**) それでは議案に入ります。

第1号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。農地の転用、番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

**〇事務局** それでは説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。

番号1の申請人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用です。

議案書別紙の1ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号1の申

請地で、県道大津植木線の南側、国道387号の東側に位置する農地です。

次の2ページが申請地の現況です。

3ページが配置図です。申請者は個人で、自己所有地である当該申請地に自己 用住宅を建設する計画です。

4ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、5ページにお示ししておりますとおり、申請地は約1.9haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いましたが、特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

- ○議長(福嶋求仁子君) 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の2番、清原 委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
- ○2番(清原啓喜君) それでは、現地調査について報告します。

令和4年10月31日の午前、私と清原推進委員、農業委員会職員とで現地を調査しました。申請代理人より申請内容をお聞きしました。申請地の北側は農地ですが、境界に空洞ブロックを設置する予定で、土砂流出防止がなされており、また造成、排水について計画もされているため何ら心配はないと思います。

皆様のご審議よろしくお願いします。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございました。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員 さん方から何か意見や質疑はございませんでしょうか。ご意見はございませんか。

(なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採 決を行います。

第1号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1について、 承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

### (挙手全員)

**〇議長(福嶋求仁子君)** ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1は、 原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては 議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は工場及び事務所への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の7ページをお願いします。図面右側の太枠斜線部分が番号1の申請地で、はあもにい保育園及び菊池恵楓園の東側に位置する農地です。

次の8ページが申請地の現況です。申請地は今回の譲受人が令和2年7月20日付けで、資材置場として賃借による3年間の一時転用許可を得ていた土地です。一時転用であるため本来であれば元の農地に戻していただかなければなりませんが、申請人が同一であること、元の農地に戻すことは経済的に合理的でないことなどの理由から、農地に戻さず申請をされている状態です。

9ページが配置図です。申請者は建設用地盤掘削機の設計・製作・修理業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、工場及び事務所を整備する計画です。10ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、11ページにお示ししておりますとおり、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地であることから、第1種農地となり、原則転用することはできませんが、例外規定の農業従事者の就業機会増大に寄与する施設に該当するため許可可能です。本申請にあたり、合志市との雇用協定書の写しも添付されており、新規雇用者31人のうち10人以上を農業従事者から雇用する計画であることを確認しております。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いましたが、特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

- ○議長(福嶋求仁子君) 事務局の説明に関連いたしまして、現地調査の結果並びに 補足説明をお願いいたします。
- ○事務局 担当地区の上野委員にかわりまして、事務局のほうからお伝えいたします。令和4年10月31日の午前、上野委員と山﨑推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の北側、南側は農地ですが、境界にブロックを設置予定で、土砂流出防止がなされており、また造成、排水について計画もされているため、特段心配はないかと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
- **〇議長(福嶋求仁子君)** ありがとうございました。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して何かご 意見や質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

(なしの声あり)

**〇議長(福嶋求仁子君)** それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採 決を行います。 第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号 1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

# (挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移 転、番号1は、原案のとおり可決されました。

なお、本案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えますため、許可に際しましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行います。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による所有権移転、番号 2につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては 議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。 議案書別紙の13ページをお願いします。図面右側の太枠斜線部分が番号2の申 請地で、はあもにい保育園及び楓の森小・中学校の東側に位置する農地です。な お、点線囲みの部分は今回の事業予定地には含まれておりますが、農地転用許可 の必要がない宅地の部分です。

次の14ページが申請地の現況です。

次の15ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、特定建築条件付売買予定地16区画を建設する計画です。

16ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の17ページにお示ししておりますとおり、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地であることから、第1種農地となり、原則転用することはできませんが、例外規定の住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いましたが、特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

- ○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございました。事務局の説明に関連いたしまして、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
- **〇事務局** 担当地区の上野委員が欠席ですので私のほうから行います。

令和4年10月31日の午前、上野委員と山崎推進委員、農業委員会職員とで現地 調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の西側は農地 ですが、境界にコンクリートブロックを設置する予定で、土砂流出防止がなされ ており、また、造成、排水について計画もされているため、特段心配はないかと 思われます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

# ○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございました。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、何か ご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

## (なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採 決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号 2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

# (举手全員)

**〇議長(福嶋求仁子君)** ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移 転、番号2は、原案のとおり可決されました。

なお、本案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えるため、許可に際しましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行います。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号3につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号3の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては 議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。 議案書別紙の19ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が所有権移転 番号3の申請地で、ユーパレス弁天及び県道熊本菊鹿線の東側に位置する農地で す。

20ページが申請地の現況です。

21ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、特定建築条件付売買予定地12区画を整備する計画です。

22ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の23ページにお示ししておりますとおり、申請地は約1.1haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについ

て検討を行いましたが、特に問題はありません。 事務局からは以上でございます。

- ○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございました。事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の5番、髙島委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
- ○5番(髙島一久君) それでは、現地調査につきまして報告いたします。

令和4年10月31日の午後、私と緒方推進委員、農業委員会職員とで現地調査を 行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の南、東側は農地で すが、境界に空洞ブロックを設置予定で、土砂流出防止がなされており、また、 造成、排水について計画もされているため、特段の心配はないかと思います。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

- ○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございました。ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。
- ○5番(髙島一久君) 私、自分で現地調査したつばってんが、19ページのこの図面 は旧図面であって、道がずれとるのが本当ですので、それを確認させてください。
- ○議長(福嶋求仁子君) では、事務局お願いいたします。
- ○事務局 申し訳ありません。今、髙島委員さんのほうからありましたとおり、19ページの地図に関しまして、データのほうが古くなっておりまして、申請地、斜線部分の北側に現在道が通っております。23ページの周辺土地利用図のほうを見ていただきますとわかりますとおり、申請地斜線部分の上を今、道が通っている状況となっております。申し訳ありませんでした。
- ○議長(福嶋求仁子君) 申し訳ありませんでした。

今、バイパスができておりますので、23ページの地図のほうをご参照ください。 そのほかご質問はございませんか。

### (なしの声あり)

**〇議長(福嶋求仁子君)** それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号 3について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

### (举手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移 転、番号3は、原案のとおり可決されました。

なお、本案件につきましても転用規模が3,000㎡を超えますため、許可に際しましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行います。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号4につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号4の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては 議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。 議案書別紙の25ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号4の申 請地で、県道大津植木線の南側、国道387号の東側に位置する農地です。なお、点 線囲みの部分は今回の事業予定地には含まれておりますが、農地転用許可の必要 がない宅地及び山林の部分です。

26ページが申請地の現況です。

27ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、特定建築条件付売買予定地11区画を整備する計画です。

28ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、29ページにお示ししておりますとおり、申請地は約1.9haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いましたが、特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

- ○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございました。事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の2番、清原委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
- **〇2番(清原啓喜君)** それでは、現地調査につきましてご報告します。

令和4年10月31日の午前、私と清原推進委員、農業委員会職員とで現地調査を 行いました。申請代理人より申請内容をお聞きしました。申請地の北、西側は農 地です。境界に擁壁、空洞ブロックを設置する予定です。土砂流出防止がなされ ており、造成、排水につきまして計画されているため特段心配はないと思います。 皆様のご審議よろしくお願いします。

O議長(福嶋求仁子君) ありがとうございました。事務局、委員さんからの説明が 終わりました。この件に関して何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。 平野委員。

- ○4番(平野昭代君) すみません、これ先ほどの4条申請と一緒のところだと思うんですけれども、先ほどの4条の場合は代替性の検討ありになっているんですけど、この案件に関してはなしとなっていますけど、それはどういう理由でなしになっているんでしょうか。
- ○議長(福嶋求仁子君) 事務局よろしいでしょうか。
- ○事務局長 第2種農地の場合、代替性検討が必要な場合、不要な場合と分かれてきまして、不要な場合が、この農地が仮に第1種農地だったとして、集落接続要件で転用可能な場所かどうかで、集落接続要件を満たしていて第1種農地だったとしても転用可能な場所ですという場所については、2種農地の場合、代替性検討不要ということになりますので、確かにこの地図を見てみますと、5条のほうは既存集落に接していますので、そういったことで代替性検討不要と。4条のほうは既存集落とは間に農地がありまして既存集落に接続していないので検討が必要になると、そういう非常にこまかい専門的な話になるんですけど、一応そういう判断というところでございます。
- ○議長(福嶋求仁子君) 平野委員、今の説明でよろしいでしょうか。
- ○4番(平野昭代君) わかりました。
- ○議長(福嶋求仁子君) 申し訳ございません。それでは、そのほかにご意見、ご質問はございませんでしょうか。

### (なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) 特にご質問、ご意見がないようでございます。採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号 4について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

#### (举手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移 転、番号4は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号5につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。 所有権移転番号5の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては 議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。 議案書別紙の31ページをお願いします。図面左下の太枠斜線部分が番号5の申 請地で、西合志中学校の西側、県道熊本菊鹿線の東側に位置する農地です。

次の32ページが申請地の現況です。

次の33ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建売住宅4棟を建設する計画です。

34ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の35ページにお示ししておりますとおり、北側の申請地は前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に公益的施設である西合志中学校及びクローバー保育園が存在しますことから、水管、下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に二つ以上の公共施設等が存在する農地に該当するため第3種農地となり許可可能です。南側の申請地は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地であることから、第1種農地となり、原則転用することはできませんが、例外規定の住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当するため許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いましたが、特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

- ○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございました。事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の5番、髙島委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
- **〇5番(髙島一久君)** それでは、現地調査につきまして報告いたします。

令和4年10月31日の午後、私と上野推進委員、農業委員会職員とで現地調査を 行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の周囲は農地ですが、 境界に擁壁及び空洞ブロックを設置予定で、土砂流出防止がなされており、造成、 排水について計画もされているため特段心配はないかと思います。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。ただいま事務局、委員さんからの 説明が終わりました。この件に関して何かご意見やご質疑はございませんでしょ うか。

平野委員。

- ○4番(平野昭代君) すみません、何回も聞くようで申し訳ないんですけど、代替性のことなんですけど、今回の場合は1種農地で集落接続ですけど、代替性の検討はありで妥当となっていますけど、これはどういう理由からでしょうか。
- ○議長(福嶋求仁子君) では局長から説明をお願いいたします。

○事務局長 基本第1種農地については代替性の検討は必要です。第1種農地でも必要ないというやつもあったかと思いますけど、基本的には第1種農地だと必要です。

先ほどの分については第2種農地です。2種農地については代替性がいる場合もあるし、いらない場合もあるということで分かれてきます。先ほどの分は第2種農地であって、既存集落との接続要件を満たしているので、第2種農地で代替性は不要、仮に先ほどの農地が第1種農地だったら代替性は必要です。今回の分は第1種農地ですので、第1種農地は必要ということになります。よろしいでしょうか。

- ○議長(福嶋求仁子君) まだ何か疑問点がございますか。
- ○4番(平野昭代君) すみません、代替性の検討が必要なのは基本的に第2種農地というふうに理解していたんですけれども、2種農地の場合であれば、集落に接続しているのであれば必要ないということでよろしいですか。
- ○議長(福嶋求仁子君) 局長からお願いいたします。
- ○事務局長 第1種農地とか、とにかく優良な農地の場合ほど代替性の検討が必要です。ですので、第1種農地は基本必要、第2種農地は第1種農地より優良ではありませんので、必要な場合もあれば必要じゃない場合もあると、第1種農地より緩くなるとご認識いただければと思います。
- ○議長(福嶋求仁子君) よろしいですか。
- ○4番(平野昭代君) はい。
- ○議長(福嶋求仁子君) 今、委員さん方で代替性についてどういう意味かというのが、少しわからないというか、そういうところはございませんか。代替性について説明をお願いできますか。
- ○事務局長 代替性といいますのは、基本的に国は優良な農地は農地として次の世代に残していきましょうという考え方なので、農地は守るというスタンスに立って法のつくりがなっていまして、いきなりその農地に転用事業を計画して、それで許可くださいというのはだめですよと。農地以外の雑種地ですとか山林ですとか、そういうところでの事業実施を十分検討して、そのうえでほかの場所がいろんな理由があってどうしてもできないと。あっちの雑種地はだめこっちの山もだめとなって、それで検討した結果最終的にこの農地しかここしか実施できる場所はありませんと、そういう農地以外での事業実施の検討があって初めて認められるということで、その検討した証拠書類といいますか、それを代替性検討表として転用の際には出していただくということになっております。

**○議長(福嶋求仁子君)** 代替性について、特にご理解いただけましたでしょうか。 よろしかったでしょうか。

平野委員のほうからは特に納得いただきましたでしょうか。

- ○4番(平野昭代君) ありがとうございました。
- **〇議長(福嶋求仁子君)** ありがとうございます。それでは、そのほかご質問ございませんか。齋藤委員。
- **〇8番(齋藤典夫君)** 極めて基本的な質問をしてもよろしいでしょうか。

34ページの立地基準の中の下のほうに運用通知がありますよね。この中の文言で、後半の部分で集落接続して設置されるものという記載がありますが、写真で見るかぎり周囲が農地に囲まれているような感じなんですけれども、今まではちょっと事例からするとほとんど隣接していたような気がするんですけど、これはどの程度の範囲を理解すればいいですか。例えば、隣接じゃなくて近隣に集落接続しているからいいのか、これちょっと写真でちょっとわからないんですけど、周囲がほとんど農地じゃないかと思うんですけど。

- ○議長(福嶋求仁子君) それでは、事務局のほうからお願いいたします。
- ○事務局長 齋藤委員さんからのご指摘ごもっともだと思います。35ページ見てみると周りが全部農地という地図の表示になっておりますが、すみません、これは作るのが間違っておりました。申し訳ありません。31ページをみていただきますと、周りに実は農地以外がたくさんあります。正しくはこちらです。その北側に家もありますし南側にもありますし、そういうことで宅地と続いているんですね。そういうことで今回の案件については、集落接続ということで判断をしたというところでございます。

それで、どの程度かということにつきましてですけれども、以前は県とかの判断としましては、既存の集落との間に1筆でも農地が入っていたら、いやそれは集落接続ではないですよということを言っていました。ただ、確か令和2年かぐらいに県の運用が緩くなって、その集落の主要な道路沿いに点々と家があると。そういうところの間の農地だったらそこも集落とみていいですよというような県の判断もあったところです。ただ、具体的にとなると、やっぱりそれは申請の案件ごとに見てみないと、例えば、まとまった集落があってそのずっと先に1軒だけポツンと家があって、じゃあその間の農地も集落接続でいいんですねと言われたら、さすがにそれは厳しいというところもありますので、やっぱり個別の集落の状況を見て運用しているという状況です。

- **〇議長(福嶋求仁子君)** よろしかったでしょうか。申し訳ございません、この航空 地図のほうが少し古くなっておりますので。
- ○8番(齋藤典夫君) 32ページの写真を見ると、遠方に建物があるから近いんだな ぐらいの認識はあったんだけど、この航空写真を見るとあれっと思ったもんだか

ら、ありがとうございました。

**○議長(福嶋求仁子君)** 申し訳ありませんでした。ありがとうございます。 それでは、そのほかご質問ございませんか。

## (なしの声あり)

**〇議長(福嶋求仁子君)** それでは、ご質問、ご意見がないようでございます。採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号 5について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

## (挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移 転、番号5は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号6につきまして事務局に説明を求めます。

**〇事務局** それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号6の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては 議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。 議案書別紙の37ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号5の申 請地で、ひかりの子保育園及び県道大津西合志線の南側に位置する農地です。な お、点線囲みの部分は今回の事業予定地には含まれておりますが、農地転用許可 の必要がない宅地の部分です。

38ページが申請地の現況です。

39ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、特定建築条件付売買予定地6区画を整備する計画です。

40ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、41ページにお示ししておりますとおり、農地の広がりは申請地のみ、479㎡であることから、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

(1)の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いましたが、特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) 事務局の説明に関連いたしまして、現地調査の結果並びに 補足説明をお願いいたします。 ○事務局 こちらも担当地区の上野委員がお休みですので、私のほうからお伝えいたします。

令和4年10月31日の午前、上野委員と酒井推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の周囲に農地はなく、また、造成、排水について計画もされているため、隣地への支障等、特段心配はないかと思われます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございました。ただいま事務局からの説明が終わりました。この件に関して何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。質問はよろしかったでしょうか。

## (なしの声あり)

**〇議長(福嶋求仁子君)** それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号 6について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

## (挙手全員)

**〇議長(福嶋求仁子君)** ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移 転、番号6は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借 権設定につきまして上程いたします。

賃借権設定、番号1につきまして事務局に説明を求めます。

**〇事務局** それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

賃借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案 書に記載してあるとおりです。

転用目的は駐車場への転用で、賃借権設定です。

次の44ページが申請地の現況です。

議案書別紙の43ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が賃借権設定番号1の申請地で、国道387号の西側、県道大津植木線沿いに位置する農地です。

次の45ページが配置図です。申請者は土木工事業、飲食店の経営を営む法人で、 県道を挟んだ南側に事業所及び飲食店、車両等置場を構えております。今回事業 拡大により自社の車両置場及び飲食店への来客用駐車場が不足するため、当該土 地を賃借により借り受け、駐車場を整備する計画です。

46ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の47ページにお示ししておりますとおり、申請地は約0.9haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満

の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いましたが特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

- ○議長(福嶋求仁子君) 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の2番、清原 委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
- ○2番(清原啓喜君) それでは、現地調査につきましてご報告します。

令和4年10月31日の午前、私と清原推進委員、農業委員会の職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容をお聞きしました。申請地の東側は農地ですが、間に道路があり、農地への土砂流入の恐れは特段ないかと思います。

皆様のご審議よろしくお願いします。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございました。ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

## (なしの声あり)

**〇議長(福嶋求仁子君)** それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採 決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定、番号 1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

### (挙手全員)

**○議長(福嶋求仁子君)** ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借 権設定につきまして上程いたします。

賃借権設定、番号2につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

賃借権設定番号2の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は古紙回収ボックス置場への転用で、賃借権設定です。

議案書別紙の49ページをお願いします。図面下部の太枠斜線部分が賃借権設定番号2の申請地で、県道大津西合志線の北側、県道熊本大津線沿いに位置する農地です。

次の50ページが申請地の現況です。

次の51ページが配置図です。申請者は製紙原料の集荷、再生資源の分別収集業を営む法人で、当該土地を賃借により借り受け、古紙回収ボックス置場を整備する計画です。

52ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の53ページにお示ししておりますとおり、農地の広がりは申請地のみ、968㎡であることから、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いましたが、特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

- ○議長(福嶋求仁子君) 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の11番、青木 委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
- O11番(青木惠夫君) それでは、現地調査につきまして報告します。

令和4年10月31日の午後、私と櫻井推進委員、農業委員会職員とで現地調査を 行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の周辺に農地はなく、 排水についても浸透桝を設置予定で、隣地への土砂の進入など特段心配はないか と思います。

皆様のご審議よろしくお願いします。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございました。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して何かご 意見やご質疑はございませんでしょうか。特に質問はよろしかったでしょうか。

# (なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採 決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定、番号 2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

### (挙手全員)

**〇議長(福嶋求仁子君)** ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借 権設定につきまして上程いたします。

賃借権設定、番号3につきまして事務局に説明を求めます。

**〇事務局** それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

賃借権設定番号3の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案 書に記載してあるとおりです。

転用目的は歯科医院への転用で、賃借権設定です。

議案書別紙の55ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が賃借権設定番号3の申請地で、西合志南中学校の東側、天使園の西側に位置する農地です。なお、点線囲みの部分は今回の事業予定地には含まれておりますが、農地転用許可の必要がない宅地及び雑種地の部分です。

次の56ページが申請地の現況です。写真のとおり、現地は既に砂利敷きがされている状況でした。申請人からは始末書が提出されておりまして、それによりますと、農地法についての知識が乏しく、農地転用許可申請の手続きを得ずに砂利敷きをし、数年前から駐車場として使用していたとのことです。大変反省されており、現況のまま申請されている状況です。

次の57ページが配置図です。申請者は歯科医師で、当該土地を賃借により借り受け、歯科医院を建設する計画です。

58ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の59ページにお示ししておりますとおり、申請地は前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に公益的施設である西合志南中学校及び西合志東小学校が存在しますことから、水管、下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に二つ以上の公共施設等が存在する農地に該当するため第3種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いましたが、特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

- ○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。事務局の説明に関連いたしまして、 担当地区の1番、平山委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
- ○1番(平山和敬君) それでは、現地調査につきまして報告します。

令和4年10月31日の午後、私と山本推進委員、農業委員会職員とで現地調査を 行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の周囲は農地はなく、 また造成、排水について計画されているため、隣地への支障等、特段心配はない かと思います。

皆様のご審議よろしくお願いします。

**○議長(福嶋求仁子君)** ありがとうございます。事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特に質問はございませんか。

(なしの声あり)

**〇議長(福嶋求仁子君)** それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採 決を行います。 第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定、番号 3について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

# (挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定、番号3は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する農業委員会等法に関する法律第31条の規定によりまして、委員は、自己又は同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっております。

つきましては、その当事者であります5番の髙島委員、6番の村上委員は、第3号議案及び第4号議案の審議が終了するまで退席をお願いいたします。

それでは、第3号議案、農地所有適格法人設立届出につきまして上程いたしま す。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。 第3号議案の農地所有適格法人設立届出につきましてご説明いたします。 議案書別紙の61ページをお願いいたします。

農地所有適格法人とは、農業経営を行うために、農地の権利を取得することができる法人でございまして、農地法に規定されているご覧の表の4つの要件すべてを備えた法人のみが、農地所有適格法人ということになります。いずれか一つでも要件を欠いているならばその法人は農地所有適格法人ではないということになり、一般法人として農地を借りることはできても買うことまではできません。

今回、当該法人から農地所有適格法人として農地中間管理機構を通じて農地を賃借したい旨申出がございまして、その対象農地としましては、議案書のほうに戻っていただきまして、議案書の10ページ下部の利用権設定、中間管理機構、番号1~6の案件ですが、当該法人につきましては今回が初めての申請ということで、次の第4号議案で利用権設定をご審議いただきます前に、当該法人が農地所有適格法人の要件を満たしているのかご審議いただく必要がありますので、その前の議案として上程したところでございます。

当該法人は合志市合生に所在を置く法人でございます。以前は集落営農組織でしたが、今回農事組合法人を設立し、利用権設定を行うため農地所有適格法人設立届を出していただいております。

当該法人につきましては、米・麦・大豆・WCSの生産を行う法人で、議案書別紙の61ページに記載しておりますとおり、各要件を満たしているものと判断しております。その判断した根拠資料としましては、次の62ページから77ページまでの部分になります。

以上でございます。

### ○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございました。

ただいま事務局からの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から

何か意見やご質疑はございませんでしょうか。ご質問はございませんか。

# (なしの声あり)

**○議長(福嶋求仁子君)** それでは、採決を行ってもよろしいでしょうか。

第3号議案、農地所有適格法人設立届出について承認することに異議がない方 は挙手をお願いいたします。

# (挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地所有適格法人設立届出は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして、委員は、自己又は同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、議事に参与することができないとなっております。

つきましては、その当事者であります○番、○○委員は、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

それでは、第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

**〇事務局** それでは、議案書6ページをお開きください。

第4号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。

次の7ページは農用地利用集積計画の総括表です。左側が今回の11月総会分、 右側が令和4年1月、第1回からの利用権設定面積の累計数になります。

次の8ページが今回の利用権設定等状況一覧表です。表の右側、農用地の面積 (イ)の計の下が利用権設定、総合計の面積、150,911㎡です。

次の9ページをご覧ください。

今月の利用権設定申出書・計画書の件数は16件です。

1番から16番まですべて再設定です。新規の申請はございませんでした。

貸人・借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載の とおりです。個別の内容につきましては、利用権の種類、利用内容、期間、10aあ たりの賃借料の順に説明いたします。

番号1、賃借権、飼料作物(イタリアン、トウモロコシ)10年、10,000円

番号2、賃借権、飼料作物、10年、10,000円

番号3、賃借権、飼料作物、10年、10,000円

番号4、賃借権、トウモロコシ、10年、10,000円

番号5、賃借権、トウモロコシ、10年、10,000円

番号6、賃借権、トウモロコシ、10年、10,000円

番号7、賃借権、トウモロコシ、10年、10,000円

番号8、賃借権、飼料作物、10年、15,000円(2筆)

番号9、賃借権、トウモロコシ、10年、10,000円

番号10、賃借権、飼料作物、10年、10,000円

番号11、賃借権、飼料作物、10年、10,000円

番号12、賃借権、トウモロコシ、10年、10,000円 (3筆)

次の10ページをご覧ください。

番号13、賃借権、トウモロコシ、10年、10,000円(2筆)

番号14、賃借権、煙草、5年、15,000円(2筆)

番号15、賃借権、芝、5年、19,000円

番号16、使用貸借、すいか・ネギ、5年、0円

次に、中間管理機構を通じた貸し借りについて説明いたします。

議案書10ページ下段から15ページまでになります。

利用権設定、中間管理機構の1番から6番までの内容を説明いたします。

番号1番から6番すべて、賃借権です。利用内容は借受予定者への転貸し、利用期間は10年、10aあたりの賃借料は、10,000円です。全部で80筆あります。この農地の借受予定者は、農事組合法人野々島です。

以上、第4号議案は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

次に、15ページ下段の農地法第18条第6項の規定、合意解約による通知書の集計を報告いたします。

今回の合意解約件数は、4件、42,648㎡でございます。

内契約予定件数が、4件、42,648㎡でございます。

内契約がない件数、0件、0m<sup>2</sup>です。

今回の4件は次の契約が予定されております。

これで第4号議案の説明を終わります。

## **○議長(福嶋求仁子君)** ありがとうございました。

ただいま事務局からの説明が終わりました。何かご意見や質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

### (なしの声あり)

**〇議長(福嶋求仁子君)** それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、 採決を行います。

第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

### (举手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきましては、原案のとおり可決されました。

議案の審議が終わりましたので、退席中の委員さん方は着席されますようお願

いいたします。

続きまして、第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書16ページをお開きください。

賃借希望番号1、あっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、 面積につきましては議案書のとおりとなっています。

続けて申請地の場所ですが、17ページになります。図面左側の太枠斜線部分が 申出地で、県道大津植木線の南側及び平山内科クリニックの西側に位置する農地 です。

あっせん申出の理由としましては、所有者は農業をしておらず、今年の水稲までは地元の農家に貸していた状態ですが、借手が高齢化により規模縮小するため、 当該申出地まで手が回らなくなりあっせんを申し出てきた次第です。

あっせん委員についてですが、申出地区域の担当委員であります清原委員、清 原推進委員にお願いします。

事務局からの説明は以上でございます。

**〇議長(福嶋求仁子君)** ただいま事務局からの説明が終わりました。何かご質疑は ございませんでしょうか。特にご質問はよろしかったでしょうか。

# (なしの声あり)

**〇議長(福嶋求仁子君)** それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので採 決を行います。

第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

### (举手全員)

**○議長(福嶋求仁子君)** ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきましては、原案のとおり可決されました。

あっせん委員さんにおかれましては大変ご苦労でございますがよろしくお願いいたします。

続きまして、第6号議案、農地法施行規則第95条第1項に掲げる者に該当する か否かの判断につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

**〇事務局** それではご説明申し上げます。議案書の18ページをお願いいたします。

第6号議案につきましてご説明いたします。

議案書別紙の79ページをお願いいたします。

ここにありますとおり、九州農政局長より国有財産の売払いに係る農業委員会

への意見照会があっております。

これは、合志市内にあります国有財産を売払う際に当該申込者が農地法施行規則第95条第1項に掲げる、当該売払い対象となる農地又は採草放牧地を取得して当該農地又は採草放牧地について耕作又は養畜の事業を行うことが認められる者に該当するかどうかを照会するものです。今回の国有財産につきましては登記地目は宅地でありますが、農地としての売買を行うため農地法第3条第2項に基づき審議をお願いいたします。

今回売払いが行われる対象地は生坪神社の南側で、住宅と畑に囲まれており、 現地に行くには今回の買受申込者の自宅敷地内を通らなければたどりつかない場 所です。したがいまして、これまで対象地の管理も買受申込者によって行われて いました。

議案書別紙の80ページをお願いいたします。

これが今回の買受申込者の保有している機械です。

議案書別紙の81ページをお願いします。

こちらが、買受申込者の第3条の調査書です。

第2項第1号から第2項第7号まで該当するものはありません。

事務局からは以上でございます。

**○議長(福嶋求仁子君)** ただいま事務局からの説明が終わりました。何かご質疑は ございませんでしょうか。特にございませんか。

# (なしの声あり)

**〇議長(福嶋求仁子君)** それでは、質問やご意見がないようでございますので採決を行います。

第6号議案、農地法施行規則第95条第1項に掲げる者に該当するか否かの判断 につきまして、該当することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

### (挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第6号議案、農地法施行規則第95条第1項に掲げる者に該当するか否かの判断につきましては、該当するということで可決されました。

続きまして、第1号報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用 届出につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明します。議案書の19ページをお開き願います。

今回の市街化区域内の農地転用4条届出につきましては1件の届出があっております。

続けて、場所を説明します。議案書の20ページをお開きください。

図面中央やや左側の太枠斜線部分が今回の届出地です。九州自動車道と熊本菊 鹿線の間、ドン・キホーテ合志店の北側に位置する農地です。これまでは果樹等 を植えておりましたが、周囲を住宅地に囲まれ、近隣の方々に迷惑をかけてしま うとのことから月極駐車場への転用を行うとのことです。

事務局からは以上でございます。

# ○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございました。

ただいま事務局から第1号報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地 の転用届出についての説明が終わりました。委員さん方から何かご質疑はござい ませんでしょうか。特にございませんか。

## (なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、 第1号報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出については、 以上で報告を終わります。

続きまして、第2号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用 届出について上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明します。議案書21ページをお開き願います。

今回の市街化区域内の農地転用5条届出につきましては、記載しておりますとおり、賃借権設定1件、所有権移転1件の届出があっております。

続けて、場所を説明します。22ページをお開きください。

図面中央左下の斜線部分が賃借権設定番号1の届出地です。南ヶ丘小学校西側に位置する農地で、中古車販売店を設置する計画です。写真にありますとおり届出地はアスファルト敷きに造成してあり、借人より農地法を理解していなかったことにより生じたことであり、深く反省している旨の始末書が提出されています。次に23ページをお開きください。

図面中央の左側の斜線部分が所有権移転番号1の届出地です。マルキョウ合志店の西側に位置する農地でドラッグストア建築のための届出です。現地は昭和45年5月1日付けで熊本県より住宅敷地への転用許可を受けておりましたが、以降一度も住宅を建築することなく月極駐車場として隣接する病院に提供されていました。転用の目的で提出した用途と異なる用途での転用となるため、再度農地転用届出の手続きが必要となりました。

譲渡人からは農地法を理解していなかったことにより生じたことであり、深く 反省している旨の始末書が提出されています。

事務局からは以上でございます。

## ○議長(福嶋**求仁子君**) ありがとうございました。

ただいま事務局から第2号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地 の転用届出についての説明が終わりました。委員さん方から何かご質疑はござい ませんでしょうか。特にございませんか。

(なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) それでは、ご意見、ご質問もないようでございます。第2 号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出については、以 上で報告を終わります。

続きまして、第3号報告、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農地利用配分計画の認可につきまして上程いたします。 事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明いたします。議案書24ページをお開き願います。

貸人、借人、利用権を設定する農地、設定する利用権につきましては、議案書に記載のとおりです。ここにあげられているのは、令和4年10月の農業委員会総会で審議し、熊本県農業公社(中間管理機構)が中間管理権を取得した農地で、基盤強化法に基づき、地域の担い手に貸し付けるものです。

この法手続きは、県の公告をもって法の効力が生じることとなっており、令和 4年11月4日付けで認可されているため報告を行うものです。 事務局からは以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございました。

ただいま事務局からの第3号報告、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農地利用配分計画の認可についての説明が終わりました。委員さん方から何かご質疑はなかったでしょうか。特にございませんか。

(なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) それでは、ご意見、ご質問もないようでございますので、 第3号報告、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農地利用配 分計画の認可につきましては、以上で報告を終わります。

以上で議案のほうが終わりましたので、事務局へお返しいたします。

----

# (4) 閉会

○事務局長 長時間にわたります慎重審議お疲れさまでございました。

それでは、以上をもちまして、令和4年11月の農業委員会総会を閉会いたします。

----

閉 会 午後2時50分